

「LEC工藤道場 本試験予想7つ星レシピ 労働・労働保険編」から！！
第46回社労士試験【選択式】安衛法 空欄Eの出題が**論点的中**しました！！



LEC教材掲載内容(抜粋)

[RM14434 p.62]

<第46回本試験予想 7つ星レシピ 1労働・労働保険編>

□037 安全衛生改善計画の作成の指示等(法78条) POINT

都道府県労働局長は、安全衛生改善計画の作成の指示をした場合において、専門的な助言を必要とするとき、当該事業者に対し、労働安全コンサルタント又は労働衛生コンサルタントによる安全又は衛生に係る診断を受け、かつ、安全衛生改善計画の作成について、これらの者の意見を聴くべきことを**勸奨**することができる。

的中!

※実際の教材では赤字にはなっていません。

本試験出題はこうでした!

第46回 社労士試験 問題
【選択式】 労基法・安衛法 【空欄E】

4 [前略] 都道府県労働局長は、同法第78条第1項の規定に基づき事業者に対して安全衛生改善計画の作成の指示をした場合において、専門的な助言を必要とするときは、当該事業者に対し、労働安全コンサルタント又は労働衛生コンサルタントによる安全又は衛生に係る診断を受け、かつ、安全衛生改善計画の作成について、これらの者の意見を聴くべきことを **E** ことができる旨規定されている。

(解答 **E** → ⑥勸奨する)